

海老名市工事成績評定採点基準の運用

(目的)

第1条 この基準は、海老名市工事成績評定採点要領に基づき実施する、工事成績の採点に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評定の方法)

第2条 評定者は、工事成績採点表の「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」(以下「考査項目別運用表」という。)に基づき採点するものとする。

- 2 1件の契約に、土木工事、建築工事、機械設備工事、電気設備工事など複数の工種が含まれる場合は、主たる工事で採点するものとする。
- 3 1件の契約で、監督員、検査員が複数任命又は委託された場合は、評定者相互で協議のうえ採点するものとする。

1. 考査項目別運用表について

- (1) 基本的には、請負者が自主的に実施した評価対象項目をチェックすること。評価対象項目の実施が曖昧なものはチェックしない。また、監督員等から口頭、文書等による是正指示後に履行された項目はチェックしない。
- (2) 評価対象項目のうち、対象工事の内容に合致しないものは、評価対象項目数から削除する。
- (3) 削除後の評価対象項目が2項目以下となる場合は、C評価とする。この場合、評価対象項目のチェックは不要とする。
- (4) 評価対象項目の追加設定が必要な場合は、「その他」の欄に評価事項を、必要なだけ追加する。
- (5) 「その他」の欄を使用しない場合は削除し、評価対象項目数に含めない。

2. 主たる工事について

第2条2項の主たる工事とは、当該工事の発注時点の工種とする。

(監督員の評定内容)

第3条 監督員は、「施工体制」、「施工状況」、「出来形」、「高度技術」及び「創意工夫」について、考査項目運用表により採点するものとする。

- 2 「高度技術」及び「創意工夫」は、当該工事における実施状況を考慮し、工事担当課長等と協議のうえ行うものとする。
- 3 1件の契約に複数の工種が含まれる場合は、主たる工種で採点するものとする。

1. 施工体制一般

- (1) CORINS への登録 (請負金額 500 万円以上)

受注、変更、完成時の 10 日以内に正確に登録手続きがされ、登録内容について、監

督員の確認を受けている場合は評価する。

(2) 標識類の掲示

建設業許可証、労災保険関係成立表及び建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識が適切な場所に掲示されている場合は評価する。掲示内容の軽微な不備等に対する改善が速やかに行われている場合は評価する。標識類が現場着手前に掲示されていない、または、内容の不備に対する改善がなされない、遅延している場合は空白（評価しない、対象項目を□とする）とする。

(3) 建退共掛金収納書の提出

建退共の趣旨が下請業者等に適切に説明され、建退共の対象者の有無が確認でき、証紙の管理が適切に管理されている場合、または、下請業者等が他の退職金制度に加入している等の建退共制度の対象労働者いないことを明示した書面が提出された場合は評価する。趣旨説明を行わず、対象者の有無が確認できない場合、または、対象者に配布していない場合、対象労働者がいない旨の書面が提出されない場合は空白とする。

(4) 下請負人通知書

現場着手前に下請負人通知書が提出されている場合、または、提出された内容の軽微な不備等に対する改善が速やかに行われている場合は評価する。現場着手前に提出がない、内容不備に対する改善が行われず、遅延している場合は空白とする。当該提出日は、監督員に提出のあった日をいう。

(5) 工事規模に応じた人員及び機械配置

工事規模、工期若しくは工事の進捗に応じた、人員及び機械配置を行い、工事の進捗に支障をきたさなかった場合、施工機械の機種選定が施工規模に応じたものとなっている場合は評価する。工事の進捗に支障をきたした、選定機種が施工規模に合っていない場合は空白とする。

(6) 施工体制一般に関する指示等

「施工プロセス」の施工体制一般で指摘事項があり、改善が遅い場合や指摘事項が多い場合は評価しない。「施工プロセス」チェックリストを使用していない場合は削除する。

(7) 施工体制

施工計画図、施工体制台帳を適切に作成し、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示している場合は評価する。不適切な施工分担や現場の施工体制が施工体系図と一致せず、体系図に記載のない下請業者が介在している等があった場合は評価しない。

(8) その他の取扱い

その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除する。以下、その他の取扱いについては同様とする。

2. 配置技術者

(1) 現場代理人の配置

契約の履行に関して管理運営を行うために必要な知識と経験を有し、工事全体の把

握ができていない場合は評価する。工事全体の把握ができていない、監督員との連絡・調整ができていない場合は空白とする。

契約図書に定められている通知・協議が、適切な時期・内容で書面で書かれている場合は評価する（メール等の補助手段は、監督員が認めた場合のみ適用する）。

(2) 主任技術者の配置

元請、下請、請負金額の大小にかかわらず、建設業の許可を受けている建設業者は、適格な主任技術者を配置し、配置された主任技術者は建設業法に定める職務を遂行するために必要な知識と経験を有し、良好な施工に努めている場合は評価する。手直しが多い、または、手戻りがある等施工の管理が適切に行われていない場合は空白とする。

(3) 現場代理人及び主任技術者

監督員に対する施工状況等の連絡・報告が適切な内容及び時期に行われている場合は評価する。連絡がない、連絡遅延等が見受けられる場合は空白とする。

下請負人の施工体制、施工状況を把握している場合は評価する。

(4) 契約書等の理解と現場反映

契約書・設計書等の理解度が悪い、現場施工に契約書・設計書等が反映されていない場合は空白とする。

(5) 作業主任者の配置

作業主任者を配置しなければならない現場は、施工計画書等に作業の種類及び氏名が記載されており、作業主任者本人に資格者証の提示を求め、確認ができれば評価する。

(6) 現場監理者との協議・調整

監理技術員との対応を適切に行い、現場の進捗等に支障をきたさなかった場合は評価する。

(7) 専門技術者の配置

専門技術者を配置していることが、施工体系図等で確認できる場合は評価する。

(8) 配置技術者に関する指示等

「施工プロセス」の配置技術者で指摘事項があり、改善が遅い場合や指摘事項が多い場合は評価しない。「施工プロセス」チェックリストを使用していない場合は削除する。

3. 施工管理

(1) 施工管理全般

工事着手前に総合施工計画書が提出されない場合、設計図書と適合しない箇所があり文書により改造請求を行った場合、破壊検査を行った場合、契約図書に基づく施行上の義務について監督員から文書による改善指示を行った場合について、1項目でも該当があればd評価、2項目該当があればe評価とする。

(2) 契約書 18 条関係

設計図書どおりに施工できない事実を発見した場合は、打合せ簿等を作成し、発注者（監督員含む）との協議により、現場変更または契約変更を適切に行っていれば

評価する（現場照査が適切に行われていれば現場変更等がなくても評価する）。適切に処理していない場合は空白とする。

(3) 施工計画書の提出

工事着手前に提出され、設計図書の内容及び現場条件等を反映したものとなっている場合は評価する。記載不足や誤謬が多い場合は空白とする。

(4) 施工計画書と現場施工

施工計画書の記載内容が施工方法と一致していれば評価し、それ以外は空白とする。

(5) 指定建設機械等の使用

建設機械及び建設車両について、低振動及び排出ガス対策型建設機械等を使用していることが施工計画書及び現場で確認できれば評価する。

(6) 社内検査

適切な資格を持った社内検査員により、現場及び書類の検査が行われ、写真及び報告書で確認できる場合は評価する。工事完成時の予備検査等による現場手直し事項及び完成図書検査による誤字・脱字等が過多の場合は空白とする。

(7) 施工段階における立会い・段階確認

監督員の立会・段階確認を必要とした工事の施工段階において、その確認手続きが適切な内容及び時期に実施されている場合は評価する。

(8) 産業廃棄物関係

再生資源利用計画書・促進計画書等が所定様式で作成され、施工計画書に添付されていれば評価する。

搬出先は、施工計画書に添付された書類等と一致しており、産業廃棄物処理票（マニフェスト）等が適切に整理され、処理数量がその集計表により容易に確認できる場合は評価する。

建設発生土は残土券等により適切に整理され、処理数量がその集計表等により容易に確認できる場合は評価する。

その他上記に適合しないものは空白とする。

(9) 施工管理に関する指示等

「施工プロセス」チェックリストの施工管理で指摘事項があり、改善が遅い場合や指摘事項が多い場合は評価しない。「施工プロセス」チェックリストを使用していない場合は削除する。

4. 工程管理

(1) 工程管理一般

計画工程と実施工程を比較する等、日常的に工程管理を実施している場合は評価する。

工程に関する各種制限（湧水期の施工、一般交通への影響、通勤・通学時間の確保、騒音・振動抑制等により、他の通常の工事より著しく施工時期・施工時間が制限される工事）があるにもかかわらず調整を行い、工期内に完成させた場合は評価する。

各種制限等がない場合は削除する。

(2) 履行報告

工事履行報告書等により、工事の進捗状況を定期的に監督員に書面で報告している場合は評価する。

(3) 作業時間の変更等

作業時間の変更等を行う際は、事前に監督員と協議を実施し、その承諾を得ていれば評価する。

(4) 現場、施工条件の変更

変更の状況に応じて監督員と協議し、速やかに適切に対応している場合は評価する。該当しない場合は削除する。

(5) 関連工事との調整

関連工事との調整が必要であった工事について、その対応が適切な場合は評価する。

(6) 工程管理に関する指示等

「施工プロセス」チェックリストの工程管理で指摘事項があり、改善が遅い場合や指摘事項が多い場合は評価しない。「施工プロセス」チェックリストを使用していない場合は削除する。

5. 安全対策

(1) 安全教育訓練等

工事の内容と規模に応じた安全教育訓練及び安全巡視、TBM、危険予知訓練等を実施したことが写真及び報告書の記録で確認できる場合は評価する。写真のみ、報告書のみの場合は空白とする。

新規入場者教育（労働者の新規入場時、雇入時、作業内容変更時に当該労働者に対し、安全又は衛生のため必要な事項について教育すること）を実施したことが報告書の記録等で確認できる場合は評価する。評価対象項目は削除しない。

(2) 過積載の防止

啓発、PR、下請業者に対する指導等を行い、過積載防止の記録が確認できた場合は評価する。それ以外は空白とする。対象とならない場合は、削除する。

(3) 使用機械等の点検・管理

使用機械、工具等の持ち込み時点検、日常点検、法定検査の記録、取扱者の任命と表示等を確認できる場合は評価する。削除はしない。

(4) 重機操作に対する安全対策

監督員による臨場または写真等で、行動範囲の分離措置が確認できれば評価する。

(5) 足場等の管理状況

足場や支保工について、点検及び管理状況の記録が確認できれば評価し、それ以外は空白とする。足場等がない場合は、削除する。

(6) 山留め等の管理状況

山留め・仮設締切等について、点検及び管理状況の記録が確認できれば評価し、それ以外は空白とする。山留め等がない場合は、削除する。

(7) 保安施設の設置等

保安施設の設置等について、監督員による臨場または写真等で確認し、計画書や状況写真が整備されていれば評価し、それ以外は空白とする。

(8) 公害対策法令等

公害対策法令等について、事前に手続きがなされていれば評価する。

(9) 安全対策に関する指示等

「施工プロセス」チェックリストの安全対策で指摘事項があり、改善が遅い場合や指摘事項が多い場合は評価しない。「施工プロセス」チェックリストを使用していない場合は削除する。

6. 対外関係

(1) 関係官庁等との調整

調整協議の資料が適切であり、適宜整理されていれば評価する。調整等が不要の場合は削除する。

(2) 施工条件、住民との取決め条件の遵守

施工条件、作業条件が施工条件明示書等で明示された条件を遵守し、工事施工にあたっていれば評価する。苦情等がなくとも、定められた作業時間や作業条件に反して施工を行った場合は空白とする。

(3) 苦情処理

苦情に対して的確に対応し、監督員に速やかに報告している場合は評価する。

(4) 関連工事との調整

請負者において関連工事との調整を行い、工事全体の円滑な進捗に努めている場合は評価する。

(5) 対外関係に関する指示等

「施工プロセス」チェックリストの対外関係で指摘事項があり、改善が遅い場合や指摘事項が多い場合は評価しない。「施工プロセス」チェックリストを使用していない場合は削除する。

7. 出来形及び品質

(1) 土木工事、建築工事、建築改修工事、解体工事、機械設備工事、機械設備改修工事、電気設備工事、電気設備改修工事より、当該工事の内容に即した考査項目別運用表を選択し、評価を行うこと。

(2) 建築工事における考査項目別運用表の適用について

○主たる工種で評定を行うこと。主たる工種とは、工事発注時点の、当該工事を構成する最も金額の多い工種若しくは、当該工事の主たる目的物を築造する工種とする。

8. 「技術力の発揮」及び「創意工夫と熱意・努力」

(1) 「技術力の発揮」及び「創意工夫と熱意・努力」は加點評価とし、当該工事の実施状況を考慮し、評定を行うものとする。

(2) 実施内容については、「技術力の発揮」と「創意工夫と熱意・努力」のどちらか一方で評価するものとし、同一内容で二重評価は行わないこと。

(3) 「技術力の発揮」は構造物や新工法等技術固有の難しさ、厳しい施工条件への対応能力を評価するものとし、キーワードを参考に工事全体を通して、他の工事と比べて

技術力を必要とした工事に適用するものとする。

- (4) 「創意工夫と熱意・努力」は「施工体制」等、他の評価項目で評価されなかった、請負者の施工に関する創意工夫や熱意・努力を評価するものとする。

(担当係長の評定内容)

第4条 担当係長は、「施工状況」、「社会性等」及び「法令等の遵守」について、考査項目別運用表により採点するものとする。

2 法令等の遵守は、当該工事の施工に関し工事関係者の法令等の履行について採点するものとする。

3 本考査項目は、工事完了後において該当する事実が判明した場合も評定の対象とするものとする。

1. 「社会性等」

- (1) 本評価は加点評価であり、該当する事項がない場合は適用しないこと。
- (2) 本評価は、請負者の自主的な作業現場周辺地域への配慮・貢献、事業のイメージアップに関する取り組みを評価するもので、設計で計上されたものは評価対象とはしない。
- (3) 作業現場周辺の状況を的確に把握し、作業現場周辺の清掃活動や環境保全活動を実施した場合に適用する。
- (4) 当該工事・事業に関するPRを積極的に実施した場合に適用する。
- (5) 自然災害発生時等、緊急・非常時に積極的に対応した場合に適用する。
- (6) 同一の工事現場において、複数の請負者が共同で実施した場合には、各請負者に適用できるものとする。

2. 「法令等の遵守」

- (1) 本評価は、当該工事を履行するために従事する現場代理人、主任（監理）技術者、現場従事職員（下請業者を含める）に限定して行うこと。
- (2) 評定は、当該工事において、次の事項の一つに該当する措置がとられた場合行うこと。
- 法令等の違反が判明し、発注者として指名停止処分を行った場合。
 - 法令等の遵守に関し、監督職員から度重なる改善指示を行ったが、これに従わず、担当課長等から口答又は文書による注意を行った場合。
 - 軽微な工事関係者事故又は公衆災害の発生に対し、口答の注意を行った場合。
- (3) 一括下請、技術者専任制等の施工体制に関する疑義については、海老名市工事現場における施工体制の点検要領等により対応し、違反事実が判明し、指名停止処分が確定した段階で評価を行うこと。
- (4) 工事完了後（評定点合計算定後）の対応について
- 工事完了後に、当該工事に関する法令違反事実が判明し、指名停止処分が行われた場合、その措置内容に応じた再評価を行うこと。
 - 再評価を行った場合は、修正採点表及び「法令遵守等」の考査項目運用表を速やか

に、検査担当課長に提出すること。

(検査員の評価内容)

第5条 検査員は、「施工状況」及び「出来形及び出来ばえ」について、審査項目別運用表により採点するものとする。

2 1件の契約で複数の工種が含まれる場合は、主たる工種で採点するものとする。

1. 「施工状況」に関する評価について

(1) 2. 施工状況 I 施工管理の評価については、工事施工途中における抜き打ち検査、検査時に請負業者から提出された関係書類及び資料に基づき、「1. 施工体制」・「2. 施工状況」を含めて審査項目別運用表に基づき行うこと。

2. 「出来形、品質及び出来ばえ」に関する評価について

(1) 土木工事、建築工事、機械設備工事、電気設備工事より、当該工事の内容に即した審査項目別運用表を選択し、評価を行うこと。

(2) 土木工事における審査項目別運用表の適用について

○主たる工種で評価を行うこと。主たる工種とは、工事発注時点の、当該工事を構成する最も金額の多い工種若しくは、当該工事の主たる目的物を築造する工種とする。

○審査項目別運用表に該当する工種がない場合、多工種で工種間のバランスが同程度の場合は「総合工種」で評価を行うものとする。

(評定点の採点方法)

第6条 評定点の採点は、次のとおりとする。

(1) 各評定者が、審査項目の細別ごとに加減点を算出し、その合計に標準点65点を加えたものを評定者の評定点とする。

(2) 当該工事の評定点合計は、「法令等の遵守」を除いた各評定者の評定点に、工事成績採点表に示す各評定者の配分率を乗じて求めた点数の合計から、「法令等の遵守」の評点を減じたものとし、少数第一位四捨五入により整数で表示するものとする。

1. 評定点計の算定方法

(1) 出来形検査

評定点 = 監督員×0.4 + 担当係長×0.2 + 検査員×0.4

(2) 完成検査

○出来形検査があった場合

評定点 = 監督員×0.4 + 担当係長×0.2 + 検査員(出来形・中間)×0.2 + 検査員(完成)0.2

出来形検査が2回以上の場合は、出来形検査員評価の平均値を、出来形の検査員の評定点とする。

○出来形検査がなかった場合

$$\text{評定点} = \text{監督員} \times 0.4 + \text{担当係長} \times 0.2 + \text{検査員} \times 0.4$$

2. 採点表及び考査項目別運用表の取り扱い.

- (1) 監督員及び担当係長の評定後、担当課長の決裁を受け、採点表及び考査項目別運用表を検査担当課長に提出する。この際、写しを担当課で保管すること。
- (2) 検査員は検査後に評定を行い、当該工事の評定点を算出し、採点表を付して採点結果を、検査担当課長に報告する。
- (3) 検査担当課長は、検査結果通知書により検査結果とともに評定点を、工事担当課長及び請負者に通知する。
- (4) 採点表及び考査項目別運用表は検査担当課で保管するものとする。